**高松市手話通訳・市外派遣拒否違憲訴訟**

**和解成立についての声明**

２０１４（平成２６）年１０月２２日

原告弁護団

　本日、高松地方裁判所において、原告池川洋子さんと被告高松市とは、障害者自立支援法に基づく手話通訳派遣却下処分取消等請求事件について、同裁判所からの勧告を受けて、また、全国からの多くの支援の中で、和解の成立により解決しました。

和解の内容は、被告高松市が、本年４月１日から新たに「高松市意思疎通支援事業実施要綱」を施行して、市外への派遣を認める共に派遣の範囲も広がることになり、その誠実な運用を約束したことにより、本件訴訟を提起した主たる目的が達成されたことを踏まえ、本日、本訴訟を取り下げるというものです。

本訴訟は、２０１１（平成２３）年６月、原告が子どもの専門学校への進学に伴い、高松市外で行われるオ－プンキャンパスの際の保護説明会に出席するため、当時の「高松市地域生活支援事業（手話通訳派遣事業・要約筆記派遣事業）実施要綱」に基づき、手話奉仕員の派遣申請を行ったところ、①市の区域内でなく、かつ、通訳内容が市長が特に必要と認める程度の客観的な重要性が乏しく、②オープンキャンパスでの保護者説明会は「教育に関すること」に該当しない、との理由で拒否されたことが、障害者基本法・障害者自立支援法・日本国憲法に違反するとして提起しました。

　２０１２（平成２４）年２月２８日に訴訟を提起した後は、被告との間で上記の実施要綱の違憲性等をめぐる議論を進めるだけでなく、裁判所との間で、障害がある原告や傍聴の方々に対する裁判における情報保障・手続保障をについて協議を重ね、法廷内での手話通訳の立ち位置、要約筆記・磁気ル－プ・盲ろう通訳の配置などの具体化を進めました。

　障害者基本法が、国及び地方公共団体に対して障害者の情報利用におけるバリアフリー化の施策を講ずる責務を定め、本年１月２０日には、国が「障害者の権利に関する条約」を批准した今日、弁護団は、本日の和解解決の趣旨が高松市以外の全国の地方自治体に広がるだけでなく、全ての障害者にとって情報利用におけるバリアフリー化を実現する行政措置、立法措置へと実を結ぶことを訴えます。

以　上